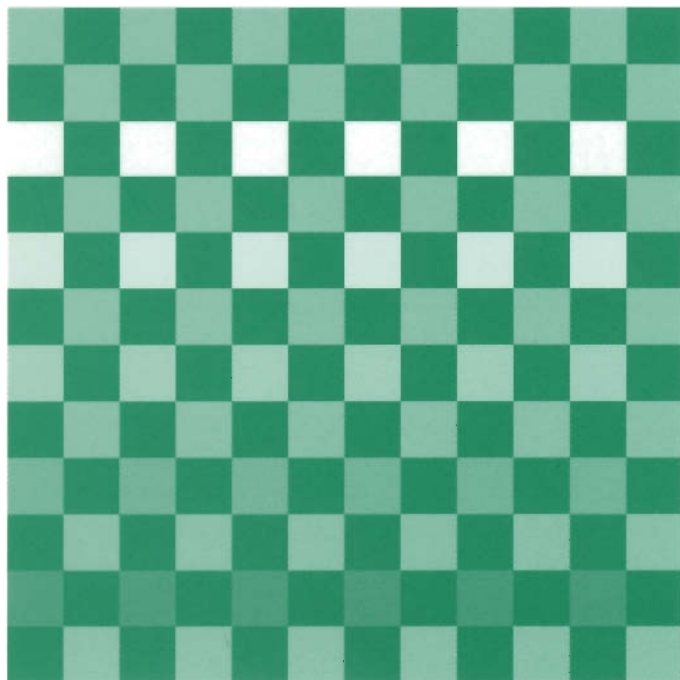


ハンドブックシリーズ 3

取締役・執行役

商事法務 ■ 編



商事法務

◆ 執筆者紹介〔執筆順〕 ◆

久保利英明 (くぼり ひであき)

〔第1章担当〕

昭和42年 司法試験合格
昭和43年 東京大学法学部卒業
昭和46年 弁護士登録 (第二東京弁護士会)
平成元年 第二東京弁護士会 副会長 (任期1年)
平成7年 日本弁護士連合会 常務理事 (任期1年)
平成9年 日弁連研修委員長
平成13年 第二東京弁護士会会長 (任期1年)

角田大憲 (つのだ だいけん)

〔第2章担当〕

平成3年 東京大学法学部卒
平成6年 弁護士登録 (東京弁護士会)
平成15年 中村・角田法律事務所開設

松山 遙 (まつやま はるか)

〔第3章担当〕

平成4年 司法試験合格
平成5年 東京大学法学部卒業
平成7年 東京地裁判事補任官
平成12年 弁護士登録 (第二東京弁護士会)
日比谷パーク法律事務所パートナー

中村直人 (なかむら なおと)

〔第4章担当〕

昭和57年 司法試験合格
昭和58年 一橋大学法学部卒業
昭和60年 第二東京弁護士会登録
森綜合法律事務所所属
平成10年 日比谷パーク法律事務所開設
平成15年 中村・角田法律事務所開設

太田達也 (おおた たつや)

〔第5章担当〕

昭和56年 慶應義塾大学経済学部卒業
昭和63年 公認会計士第2次試験合格後、太田昭和監査法人 (現 新日本監査法人) 入所
平成4年 公認会計士登録

鈴木龍介 (すずき りゅうすけ)

〔第6章担当〕

平成2年 文教大学人間学部卒業
平成5年 司法書士登録
平成15年 司法書士法人鈴木事務所設立

第 6 章

取締役・執行役の登記

第1節 登記手続総論

I 登記申請書の作成

(1) 様式

1 用紙

申請は書面によるものとされており（商登17条1項）、用紙については特に規定はないが、実務上は日本工業規格B列4判の用紙を2つ折りにし、B列5判にして使用する。紙質については申請書の保存期間（受付の日から5年間 商登規34条4号の2）を考慮して、それに耐えうる丈夫なものを使用すべきである。

2 記載

記載方式は、左上から横書とし（商登規35条1項）、字画は明確でなければならない（商登規48条1項）。

筆記用具は特に指定はないが、鉛筆の使用は認められない。実務上は、黒色ペンやパソコンのワープロソフトの使用が一般的である。

金銭その他数量、年月日および番号については、「壺、弍、参、拾」の多画文字を用いなければならないが、アラビア数字を用いることもでき、この場合、アラビア数字と漢数字の併用（例えば、1千万円）も認められている（商登規48条2項）。また、年月日を記載する場合、元号ではなく、西暦を使用することもできる（昭54.7.5民三3884号依命通知）。